

学校法人 東筑紫学園

役員報酬等の支給基準に関する規程

## 役員報酬等の支給の基準

### (目的)

第 1 条 この規程は、学校法人東筑紫学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第 38 条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。  
この役員報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第 3 条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬  
但し、第 2 条の（2）の法人の常勤理事以外でも、学校長などの所属長理事、もしくは、理事会が認める所属長理事に準ずる役員は、別途報酬規定を設ける。

### (報酬等の額の算定方法)

第 4 条 常勤の役員に対する報酬等の決定は、次に掲げる各号の定めによる。

- (1) 常勤の役員の報酬月額、別表第 1 の俸給表とし、俸給表のうちから理事会において決定する。
- (2) 常勤の役員の賞与は、当該年度の業績及び財務状況等に応じて、教職員に対する支給率の範囲内で理事会において決定する。
- (3) 常勤の役員の退職慰労金は、別表第 2 に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。  
但し、退職慰労金の功労加算及び退職慰労金の減額もしくは無支給等に関しては、第 5 条の規定に基づいて決定する。

2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。

3 第3条(2)の但し書きに基づき、該当の役員は、別表4に定める額とする(この場合別表3の理事会出席の3万円は含まない)。

(退職慰労金の功労加算又は退職慰労金の減額等)

第5条 特に著しい功績があったと認められる常勤役員に対しては、評議員会及び理事会の議決を条件に、前条第1項(3)退職慰労金を別表第2により算出した額に、その額の5割の範囲内で加算することができる。

2 在任中にこの法人に重大な損害を与えた場合、又は退任時における財政及び経営の状況に著しい悪化等が認められる場合、評議員会及び理事会の議決を条件に、前条第1項(3)の退職慰労金により算出した額を減額又は無支給とすることができる。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月25日(ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。)

(2) 賞与 毎年7月及び12月に支給

(3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内

2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあったものを控除して支給する。

(費用)

第7条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第 9 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額が 50 銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が 50 銭以上であるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(公表)

第 10 条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第 63 条の 2 第 4 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

2 「学校法人東筑紫学園の退職一時金、特別功労金及び記念品料に関する規程」は令和 2 年 3 月 31 日付けをもって廃止する。

附則 この改正規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

別表第1 (常勤の役員の報酬)

号俸	理事長	常務理事	理事	監事
1	月額 500,000 円	月額 450,000 円	月額 250,000 円	月額 150,000 円
2	月額 600,000 円	月額 550,000 円	月額 300,000 円	月額 200,000 円
3	月額 700,000 円	月額 650,000 円	月額 350,000 円	月額 250,000 円
4	月額 800,000 円	月額 750,000 円	月額 400,000 円	月額 300,000 円
5	月額 900,000 円	月額 850,000 円	月額 450,000 円	月額 350,000 円
6	月額 950,000 円	月額 900,000 円	月額 500,000 円	月額 400,000 円

\*理事長又は常務理事が学長を兼務した場合は月額 200,000 円以内の額を加算

別表第2 (60歳以降の常勤の役員の退職慰労金)

最終報酬月額×年数 (60歳定年以降の常勤役員の期間)
-----------------------------

別表第3 (非常勤の役員の報酬)

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	30,000円
上記の他、法人業務のための勤務	30,000円

(2) 監事

	日 額
監事監査等への出席	30,000円
上記の他、法人業務のための勤務	30,000円

別表第4

(学校長などの所属長理事もしくは理事会が認める所属長理事に準ずる理事)

月 額
40,000円